

大学改革案の大枠整理（追加）について

平成15年9月26日

プロジェクト R



I 横浜市が有する意義ある新たな大学像

～市立大学の新たな目標であるプラクティカルなリベラルアーツを目指して～

1 コースの設定とその考え方

※ 学部名、学府名、コース名は仮称

- ・ 国際総合科学部は、「~~プラ~~ティカルなリベラルアーツを目指した実践的な国際教養大学」という大学の目標を中心に担う学部である。

学部の教育組織は、教育目標・カリキュラムの内容に応じて、国際教養学府、理工学府、総合経営学府の3学府で構成される。学府は、受験生、学生、あるいは広く社会の理解を得やすくするための組織であり、1学部の中に置かれるという構造であるため、従来の学部・学科の壁を低くする意味をもつ。

- ・ 国際教養学府は、医学部の1年次も含めて大学全体の教養教育を担当するとともに、主に文系リベラルアーツの専門教育を行なう。理工学府は、工学的要素を取り入れた理系リベラルアーツの専門教育を担当する。総合経営学府は、リベラルアーツをふまえつつ実学中心の職業人教育を行なう。
- ・ 各学府は、その教育理念・目標を、体系的カリキュラムによって達成していくために、コース制を設ける。コースは学生の帰属する基礎組織であり、学生はそのコースに規定された履修要件を満たして卒業する。なお、各学府に設けるコース例は、(1)以下のとおりである。
- ・ 大学全体として教養教育は1年次ののみでなく、2年次以降も行うこととし、それぞれのカリキュラムの中に組み込む。
- ・ 1学部に統合した利点を活かし、学生が学府間、コース間を異動しやすくなるとともに、他学府、他コースの授業科目を積極的に履修できるシステムを構築する。
また、主コース、副コースのように、複数コースを履修できる方式を検討する。
- ・ コースには学生定員を設ける。学生は2年次進級時に、志望、1年次の成績に基づき、特定のコースに所属する。定員は弾力的に運用するとともに、一定期間ごとに見直す。
- ・ 今回示すコース例（設定数やその内容など）は、現時点における検討例であり、横浜市の施策や市民・産業界への寄与や、国立大学や私立大学が数多く存在する中どのような分野の教育・研究を担うかという必要性や優先性、横浜市が有する意義ある大学の観点や財務目標の考え方など大学改革全体の中で今後さらに検討・精査する。

(1) 国際教養学府のコース例

ア 国際教養学府の理念一実践・融合・地域一

現代社会の急速なグローバル化、情報化、都市化、少子高齢化などは、既存の学問体系における特定の専門分野のみでは対応しきれない新たな問題群を生み出しており、そうした時代に対応するリベラルアーツ教育には、視野の広さや思考の柔軟性を備えた融合型の特色が求められている。同時に、急激な社会変化の時代の教育には、社会の多種多様な「現場」で活きる具体的・実践的な問題発見・解決能力の養成が必要とされている。

国際教養学府は、本学が横浜という大都市に立地している利点を活用して、地域に根ざし、実践的な問題発見・解決能力を養成する多分野融合型のリベラルアーツ教育を行う。

教育システムの特徴として、①オーダーメイド（学生一人ひとりの実践的な課題発見・解決能力を高める個別指導、卒論必修）、②ジョイント（既存の学問体系を新たな発想に基づいて融合）、③ネットワーク（地域市民社会との多彩な協働による、横浜の社会・文化活動の拠点づくり）、④オープン・アキテクチャー（以上の特徴を保障する柔軟なカリキュラムと教員組織）の4点があげられる。

こうした理念を実現するために、国際教養学府のもとに国際社会、比較文化、人間科学、そして文理融合・学府横断型の都市・環境の4コースを設置する。

イ コースの理念

(ア) 国際社会コース

国際社会の諸問題について、グローバルな視点並びにローカルな視点に基づき、国際法、国際政治学、国際経済学、開発地理学などの諸科学を基礎に、国際機関、国家、企業、自治体、市民組織などの役割とあるべき姿への理解を深める教育を行い、地域に立脚して世界に発信できる人材（たとえばNGOの国際交流関係のスタッフ）の養成を目指す。

(イ) 比較文化コース

横浜文化、日本文化、外国文化、国際文化という文化の多層性に着目し、歴史・言語・芸術・思想・文学など文化を構成する諸領域への理解を深め、様々な文化の固有性と相互関連性を比較の視点から総合的に体得する教育を行い、横浜が文化の受容地かつ発信地であるという利点を活かしながら、現実の社会に根ざした文化の理解（受容）と創造（発信）にかかる人材（たとえば文化・コンテンツ産業関連のスタッフ）の養成を目指す。

(ウ) 人間科学コース

現代社会に生きる人間の営みを、根源的に、また家族・地域を含む社会システム総体のなかでとらえ、人間のあり方および社会の構成について、心理学、教育学、倫理学、社会学など諸科学の成果を結びつけた教育を行い、これからの中社会が必要とする「人づくり、人間関係づくり」の能力を備えた人材（たとえば福祉関連事業のスタッフ）の養成を目指す。

(エ) 都市・環境コース

都市社会という枠組みのなかで、環境問題、福祉、都市経営、市民活動（ボランティア、NPOなど）、文化開発、多民族共生などの地域に根ざした実践的課題について、少人数のプロジェクト方式により学際的で学外に開かれた教育を行い、都市社会の諸課題を担う人材（たとえばNPOのスタッフ）の養成を目指す。

このコースは、学府横断型の少人数プロジェクト方式であるため、コース内科目は厳選し、学生は指導教員と相談しながら他学府・コースの科目を多く選択履修する。

また、他学府・コースと連携し、学生の受け入れ、共同授業など、柔軟な教

育方法を取り入れることとする。

(2) 理工学府のコース例

ア 理工学府の理念

産業革命以来工学は巨視的(マクロ)な観点にもとづく科学技術によって支えられてきた。20世紀前半に量子力学が完成し、電子、原子、分子など微視的(ミクロ)科学が発展した。21世紀は微視的な科学が技術と一体化するものと予想される。現代社会は巨視的な科学技術と微視的な科学技術(いわゆるナノテクノロジー)の両面によって支えられるといえる。

従来、自然界は生命系と非生命系にわかれていたと考えられていたが、20世紀中葉のDNAの発見以来その境界がくずれてきた。これも微視的な科学の成果であり、生物学はいわゆるバイオテクノロジーとして急速に展開しつつある。

さらにわれわれは科学技術の発展過程で生じる種々の負の過程にも注目する必要がある。環境問題はその代表例である。

このような状況を背景にして横浜市立大学は地域貢献の一環として横浜の産業発展に寄与をしなければならない。そこで、新しい微視的な科学(理学)から新しい技術(工学)、すなわち理学から考えた工学の視点にもとづいて、教育活動を行う理工学府を国際総合科学部の中に設ける。

理工学府には微視的科学技術の人材育成を行うナノ科学技術コース、環境問題やバイオテクノロジーの人材育成を行う環境生命コース、数理情報科学を教育し、IT技術やシミュレーション等に習熟した人材の育成を行う数理情報コースをおく。

なお、コースによっては人文・社会系のカリキュラム、例えば特許論、ベンチャー論、マネージメント論なども取り入れる。

イ コースの理念

(ア) ナノ科学技術コース

社会がエネルギー、医療、新産業などの分野で新しい展開に貢献するために理学を基礎にもち工学のスキルを身につけ、ナノテク・材料の科学技術を担う人材を育成する。

(イ) 環境生命コース

新しい循環型社会を目指す環境と生命を理解できる人材の育成とポストゲノムにおけるバイオ産業の発展に寄与できる人材を育成する。

(ウ) 数理情報コース

IT・計算機などを支える基礎理論、シミュレーションなど現代社会の基盤科学技術を支える人材を育成する。

(3) 総合経営学府のコース例

ア 総合経営学府の理念

(ア) 背景

バブル崩壊以降、グローバル化、情報化、少子高齢化の進展の下、地域における住民、企業・地方自治体は日本経済と同様に困難な状況に陥っていて、日

本的制度・慣行の見直しが求められている。この中で、企業における終身雇用、年功賃金など日本の雇用制度も崩壊しつつあり、即戦力の専門能力を持つ人材の育成が、受験生からも、社会からも求められるようになっている。

(イ) 理念

総合経営学府では、上述の変革の中で、時代の要請に応えうる、実学を核とした職業人教育を行ない、卒業後、社会の即戦力となり、将来的に各界におけるリーダーとなるべき人材の育成を目指す。具体的には、視野の広さや思考の柔軟性を備え、問題発見・解決能力をリベラルアーツ教育で行いつつ、同時に、経営・経済を中心に専門分野において実学志向の専門職業人養成教育を行う。特に、国際都市横浜に立地する利点を活かし、グローバルな視点、地域の視点を融合できる人材の育成を行う。そのために、本学府内にはオブジェクト指向の5コース（経営・戦略コース、会計・法務コース、金融・経済コース、公共・財政コース、地域産業創業再生コース）を設置する。また、主コースの他に副コースを他学府からも選択可能とし、リベラルアーツを具現するために、専門的知識の習得と同時並行して、横断的な知識の習得を可能とする。

なお、本学府は、教養教育を重視するとともに、実務志向の体系的専門教育体系、前提科目制を実施し、自然言語（英語）、人工言語（プログラミング、数学）、会計言語の修得も目指し、課題解決能力の集大成として、卒論を必修とする。

イ コースの理念

(ア) 経営・戦略コース

ローカルな視点とグローバルな視点を踏まえ、横浜市内をはじめとする内外の企業、とりわけ中小企業を対象とし、その行動・構造・成果を科学的に観察し、戦略・リーダーシップ・モティベーション・構造などの諸問題を理論と実証の両面から多面的に分析する人材（たとえば地域の企業家（コミュニティ・ビジネス）やビジネスマン、中小企業診断士）の育成を目指す。

(イ) 会計・法務コース

民間企業、官公庁を問わず、組織を適切にコントロールしていくためには会計（企業会計と公会計）・法務（企業法務と政策法務）の知識が不可欠である。会計・法務コースは会計ないし法務を主専攻、副専攻として学習することで、単なる会計・法律処理に関する技術的スキルだけでなく、戦略的な財務スキル、法務能力を身に付けた人材（企業財務人、企業法務人、税理士・公認会計士などの専門的会計人、行政書士・司法書士などの専門職）の育成を主目的とする。

(ウ) 金融・経済コース

グローバルな視点から地域の経済・金融、金融機関の諸課題をとらえ、それらを理論と実証の両面から統一的かつ多面的に分析し、中小企業金融、自治体の資金調達など、具体的な経営・政策提言ができる人材の育成を目指す。同時に、地域に密着しながらも、そこから国民経済・国際経済の諸問題に連なる普遍的なテーマを見出し、地域から外に向けて積極的に情報発信する人材（地域経済・金融の専門家、銀行・証券マン、公務員、ファイナンシャル・プランナ

一、不動産鑑定士などの専門家) の育成を目指す。

(イ) 公共・財政コース

民間部門と公共部門の関係を整理し、両者の対話を促進し、市民の創意を公共政策に反映させるためのコーディネーター機能の役割を果たす人材、政策提言・立案のできる人材の育成を目指す。また、政府と市場の役割、地方分権化の進展のなかでの中央・地方政府の役割、地方政府のなかでも大都市横浜市の役割等について、政策提言できる人材（内外で政策立案のできる公務員）の育成を目指す。

(オ) 地域産業創業再生コース

現在の横浜市産業界の要請に応える理工学府とも連携する学府横断的コース。ベンチャー企業、新事業創生、企業再生に関わる金融・財務問題、法的・会計的処理、技術評価、目利き、知識や人的資源の管理、社会との関わりなどを包括的に支援できる専門知識を有する産業創業・再生に関するコンサルタントを育成し、都市の企業、産業、雇用そして社会システムの再生、創造、再構築をサポートしていく人材を養成する。

(4) 全学の教養教育について

- ア 横浜市立大学に入学した学部学生はすべて、1年次には国際教養学府に学籍を置き、単位認定を行う。
- イ カリキュラムを管理する責任体制を設ける。
- ウ すべての1年次生は、進学予定の学府にかかわらず、混成クラスを編成する。
- エ 1年次教養教育の授業科目は、教養ゼミ、総合講義、外国語、情報科目、その他教養科目とする。
- オ 2年次以降も教養教育の科目を実施する。

2 入学者選抜のあり方について

(1) 入試区分

学府別に入学定員を設け、文系Ⅰ群（国際教養学府進学予定）、Ⅱ群（総合経営学府進学予定）、理系Ⅰ群（理工学府進学予定）、Ⅱ群（看護学府進学予定）、Ⅲ群（医学府進学予定）の5区分とする。

(2) 入試科目

- ア 一般入試の入試科目は今後検討する。
- イ センター試験は利用する。

(3) 特別入試

- ア 推薦入試は枠を拡大し、合わせて一部に指定校制度を導入する。
- イ 帰国生、外国人入試は引き続き実施する。
- ウ AO入試を実施する。

(4) 学府・コースへの進学振り分け

- ア 志望と1年次の成績による。
- イ 2年次に進む際、一定数は他学府への進学を可能とする。特に他学府への進学につ

いては、条件を明示し、履修環境を整えておく。

3 附属2病院について

大学病院として市民への安全かつ高度な医療の提供を行うため、一層の安全管理対策を推進する。また、病院長権限のより一層の強化・充実を図るとともに、業務執行方法の見直しなどにより健全な経営基盤の確立を図る。

以上のように「安全性」と「効率性」の両立を図る中で、「市立大学の今後のあり方懇談会」の答申を踏まえた経営健全化を図る。なお、地方行政法人独立化も念頭に置くものとする。

(1) 医学部附属病院から大学附属病院へ

ア 患者本位の医療を進め、病院経営の責任の明確化を図るため、附属2病院を医学部附属から大学の附属機関とする。

イ また、附属病院は医療の教育・研究の場でもあるため、医学部と密接な連携を確保する。

(2) 附属2病院の位置付け

ア 附属2病院については、次の各々の使命を引き続き確實に履行するとともに、両者が連携強化を図る。

イ 附属病院は、教育や開発研究に加え、高度医療とともに救急医療機能を備えた特定機能病院とする。

ウ センター病院は幅広い分野の3次救急機能と市立病院など多くの地域の医療機関と密接な連携を進める地域医療を支援する病院とする。

(3) 経営健全化

現在、附属2病院では、「経営健全化三ヵ年計画」(平成15年度～17年度)に基づき経営改善を進めているが、引き続き進めることにより、「市立大学の今後のあり方懇談会」答申にある次の目標課題を達成する。

ア 診療・検査・入院などの収益的収支における繰入額を、3年後には地方公営企業法に準じた基準内繰り入れの範囲内とし、いわゆる基準外繰入額を解消する。

イ 収益的収入に対する人件費比率を60%未満とする。なお、計画を確実かつ着実に達成するため、実施にあたっては関係局等と十分調整を図る。

【主な経営改善の取り組み】

- ① 病院長権限の強化
- ② 職員の弾力的な配置・運用（勤務実態に見合った適正な職員配置の徹底）
- ③ 採算性を重視した医療機器の整備
- ④ 高度先進医療の承認取得による、大学病院としての特性強化

(4) 患者サービスの向上・地域医療の充実

患者サービスの向上並びに地域医療への貢献をより充実強化するため、中長期視点で取り組む。

- ア 医療の安全性の充実・強化
- イ 講座別から分かりやすい臓器別診療科への再編（附属病院）
- ウ 専門診療科の系統別・器官別の整理統合を図る（センター病院）
- エ 小児医療や救急医療の充実
- オ 病診連携の充実 など
- カ なお、高齢者の健康・福祉や市民の健康づくりの支援なども含めた相談機能の充実についても、今後検討する。

※ 独立法人化を想定した場合の対応

- ア 特に病院は、現行の運営体系とは大幅な変更が予測されるため、財務・人事関係などに関するさまざまな課題等について、関係局等と綿密に調整しつつ、検討・整理する。
- イ 大学全体としての人事管理、経営管理、評価システム等を踏まえ、病院特有の課題（多職種、多人数等）について検討する。
- ウ なお、独立法人化に移行した場合には、民間病院における経営手法などを導入する必要がある。

4 看護短期大学部の4年制化と組織体制等のあり方

これまでの学内の将来構想委員会などで看護短期大学部の4年制化へ向けた検討を行い、横浜市の中期政策プランの中でも4年制化については位置づけられた。その後、横浜市立大学全体の改革像を明らかにすることが求められ、今般、大学改革全体を検討する中で改めて看護短期大学部の4年制化のあり方について整理した。

- (1) 高度化する医療に対応できる高い臨床能力を持つ看護師が求められており、これに対応できる人材を育成するため、現在の看護短期大学部を改組し4年制大学化する。
- (2) 改組に伴い、これまでの看護師国家試験受験資格に加え保健師の受験資格も取得できるようにする。
- (3) 医学部など他学部が存在する大学における短期大学の4年制化のメリットを最大限活かす。現医学部の教育・研究資源を活用するとともに、国際総合科学部と連携し相互に科目提供を行なうなど、市立大学の総合力を発揮して社会が求める高度な臨床能力を身につけた看護師養成を行なう。こうした観点から、看護短期大学部を4年制大学とし、医学部看護学府とする。
- (4) 4年制化への移行はもとより将来の大学院修士課程設置をも視野に入れ、大学院生を指導できる資質を持つ教授等を、広く全国から集め、高いレベルの大学を目指す。一方、現看護短期大学部の内部人材の活用も図る。

II 教育・研究の活性化に向けた人事システムの構築

1 教育研究活動等に関する全学的な評価システムの構築

(1) 現状

市立大学においては、これまで教育・研究活動の評価については、教員個々の自覚に委ねるところが大きく、組織としての評価システムが確立されてこなかった。

今後、本学が着実に大学改革を推進し、市民・納税者の納得する「横浜市が有する意義ある大学」として発展するためには、評価システムの導入を組織全体として取り組む必要がある。

(2) 評価システム構築の必要性

教育・研究、地域貢献、大学運営など、本学のあらゆる目標の達成に向け、大学としての社会的責任を果たしていくためにも、本学教員全体が自らの教育・研究の枠にとどまることなく、教育・研究の改善や、大学運営の改革、地域への貢献に積極的に関わっていくようになるとともに、競争的環境により意欲を高めるためにも、組織と教員個人に対する公正かつ客観的な評価システムを構築することが必要不可欠である。

また、評価システムを通じて、本学の活動状況や成果を明らかにし、それを市民にわかりやすく示すという形で説明責任を果たしていくことにより、「横浜市が有する意義ある大学」として広く市民に理解され、支持が得られるようになる。

本システム構築は、教員がより高いレベルに達するように、業績を定期的に適切に評価することによって教員を動機付け、さらに将来の可能性を展望する。もって大学のレベルの向上と効率的運営に資することを第一の目的とする。また、その教員が大学の目標に合致し、それぞれに設定された目標に達しているかを検証することを第二の目的とする。

(3) 評価システム構築の方向性

ア 目標・計画

本学全体の目標（大学改革中期プラン）や計画（大学改革中期アクションプラン）の達成に向けた学部などの組織として目標・計画、さらにそれを達成するため組織の構成員たる教員個人の目標・計画を策定する。

イ 第三者評価の実施

必要に応じて第三者からの客観的な評価を実施する。

ウ 教員の評価

これまでの評価は、研究業績が重視され、学生教育や診療、大学運営、地域貢献に関する活動に対する評価が重視されていない。

目標・計画に照らし、教員を総合的に評価するシステムを構築する。

エ 評価結果の反映

評価結果を改善に結びつけるとともに、評価の結果として成果をあげた際には適切に処遇等に反映させることで、組織や教員個人のインセンティブが高まる仕組みとす

る。

2 教育研究活動等の活性化に向けた総合的な評価制度による任期の設定と年俸制の導入

組織及び教員個人の目標に対して、その達成状況など業績を適切に反映できるような、公正かつ総合的な評価制度を導入する。これにより目標達成に向けたインセンティブとなるような任期制や、給与制度（年俸制など）と併せて運用することにより、教育研究活動等の活性化を図る。

(1) 教員評価制度

ア 評価の視点

- (ア) 評価については、大学あるいは組織の目標に沿って、「大学から求められた役割をきちんと果たしているか」の視点が重要であり、学生、市民、患者などへのサービス（満足度）が評価に反映される仕組が必要である。
- (イ) 評価の視点や基準は多角的に検討する。
- (ウ) 教育・研究の両面に評価制度を導入するとともに、病院にあっては診療についても評価を導入する。
- (エ) 大学運営に関する活動や地域への貢献、横浜市の施策や市民・産業界への寄与なども評価の対象とするなど、総合的な評価制度を導入する。

【例示】

- ① 教育について
 - ・ 担当授業数 ・ 授業内容（学習・指導方法、教育効果等）
 - ・ 履修支援、進路指導 など
- ② 研究について
 - ・ 論文発表や論文の被引用数 ・ 特許 ・ 産業界等への還元 など
- ③ 診療について
 - ・ 質の高い医療 ・ 診療実績（入院・外来・手術等）
 - ・ 患者サービス（インフォームドコンセント等） ・ 経営への貢献 など
- ④ 大学運営に関する活動について
 - ・ 大学の広報活動 ・ 大学運営に関する業務への取り組み など
- ⑤ 地域貢献、横浜市行政への貢献について
 - ・ 市民の生涯学習支援 ・ 産学連携 ・ 行政課題への取り組み、提言 など

イ 評価の方法

- (ア) 評価は公正でかつ客観的であることが必須である。評価にあたっては、よい面が積極的に評価されるようにするとともに、個人的な好悪によって運用しないようにしなければならない。また、厳しすぎる評価が反発や意欲の喪失を感じさせることとなり、寛大すぎる評価は自己満足とマンネリ化に通じることに注意すべきである。
- (イ) 教育に関しては、学生評価などを実施する。

(ウ) 外部委員を含めた教員評価委員会（仮称）を検討していく。

場合により、何段階かの評価委員会を設定する。

(エ) 異議申し立てシステムの構築を検討する。

(オ) 自己申告、自己評価制度を組み合わせることも検討する。

ウ 評価結果の反映

評価結果は、処遇（年俸など）の決定、研究環境（研究費など）の向上、任期（再任の審査）などに反映させる。

(2) 教員の任期制

教員に任期を定めて任用する制度とすることにより、多様な知識や経験を有する教員等の交流の活発化を図る。

原則として全教員を対象とする。任期（期間）は、一律ではなく、教育計画、研究計画、業績や実績、経営的視点などにより決定するものとし、原則再任を可能とする。

【任期制のメリット】

- ① 大学の「セールスポイント」となる産業界等からの各分野の実務のエキスパートを公募することや、招聘がしやすくなる。
- ② 教員の新陳代謝をはかることができる。
- ③ 各教員に目標達成への努力をすることへの強いインセンティブを与える。
- ④ 教員が大学全体の目標を強く意識するようになる。
- ⑤ 研究のみならず、教育及び診療に対しても価値を置き、努力工夫し、質の高い教育及び診療の展開が可能になる。
- ⑥ 全体として大学の教育、研究、診療の質の向上を達成できる。

(3) 年俸制

職責や業績に応じた、より適切な給与体系とする必要がある。また、教育研究活動等の活性化を図るため、教育や研究、診療や地域への貢献など、教員の活動実績が給与処遇などに反映され、インセンティブを高める仕組みとする。

また、優秀な教員の流出抑制を図る仕組みとする。

【年俸制のメリット】

- ① 教員の活性効果が期待できる。（業績を上げた教員とそうでない教員との公平性の確保）
- ② 大学の「セールスポイント」となる産業界等からの各分野の実務のエキスパートの公募や招聘がしやすくなる。
- ③ 大学の目標を学内全体で共有することができる。
- ④ 任期のある任用の場合でも、よりインセンティブを高める処遇が可能となる。
- ⑤ 優秀な教員の流出抑制が可能となる。
- ⑥ 全体として大学の教育、研究、診療の質の向上を達成できる。

III 社会の変化に対応する運営の革新

1 自主的・自律的な大学運営の確立

独立行政法人化により、地方自治体の人事制度や会計規則等にとらわれることなく自主的・自律的な大学運営が可能となる。そこで、改革を推進するため、大学の運営形態は独立行政法人が望ましい。

【独立行政法人化のメリット】

- ① 自主・自律的な大学運営（組織・人事・財務について大学自ら決定 など）
- ② 責任ある執行体制（経営責任と教育・研究責任の明確な区分 など）
- ③ 人事制度の弾力化による人材の確保（大学独自の人事給与制度 など）
- ④ 財務会計制度の弾力化による効率的・機動的な事務執行（自主財源の拡大 など）

2 教育・研究に関する責任と、経営に関する責任の明確化

(1) 教育研究の活性化に向けた機動的・戦略的な大学運営の実現

現在の市立大学においては、人事・会計制度をはじめ、予算や定数の管理など、横浜市行政部門のルールが適用されていることから、必ずしも大学の自主性に基づく活力が十分に発揮されているとはいえない。

一方、独立行政法人化した場合には、これまで行政が関与していた組織、人事、財務面などにおいて、運営・経営面での公立大学法人の裁量権が大幅に拡大される。そこで、法人化した場合の組織体制については、教育研究組織と経営組織の役割を区分し、それぞれの権限と責任の所在の明確化を図っていく必要がある。

また、地方独立行政法人法のうち「公立大学に関する特例」では、教育研究審議機関、経営審議機関の設置が規定されており、こうした条文なども踏まえ、法人化した場合の組織体制を検討し、以下のようにまとめた。

(2) 教育研究組織と経営組織の役割を区分（学長と理事長の分離）

教育研究審議機関については教育研究組織の最高責任者である学長をトップに、補佐役としての副学長や、学部長をはじめとした部局長など、教育研究関係者のみで構成することにより、教育研究組織としての自主性・自律性が確保される。

地方独立行政法人法の「公立大学に関する特例」によると、経営審議機関は理事長、副理事長、その他の者より構成される（参考資料）。また同特例によれば、学長を別に任命することが可能であり、別に任命する場合、学長は経営審議機関の副理事長となることが定められている（参考資料）。

一方、国立大学の場合は、国立大学法人法により、理事長と学長が同一人であることが定められている。

市立大学の場合、以下の理由により学長と理事長を分離することが好ましいと判断した。

ア 国立大学法人の場合、多数ある国立大学法人（89法人の予定）と文部科学省との間の対応関係にあることに対して、市立大学の場合、1公立大学法人と設立団体である

横浜市との1対1の対応関係であり、国立大学と比べ両者の関係が緊密になり、法人の長としての負荷も大きくなる。

イ 市立大学の場合、教育研究に加えて附属病院、センター病院の両病院の難しい運営・経営面に対しても責任を持たなければならない。

前述ア、イは市立大学特有の理由によるが、学長と理事長を分離することのメリットとして次の4点が考えられる。

ウ 分離することにより、学長と理事長がそれぞれ教育研究面と経営面において専念でき、強力な二人三脚による学内運営体制が実現される。

エ 経営面と教育研究面の両面に優れた人材より、いずれかの面ですぐれた人材ほうが、より優れた人材が得やすいと考えられる。

オ 分離することにより、教育研究審議機関が学長の権限と責任の下で運営されるためかえって教育研究審議機関の自主性が高まる。

カ 経営審議機関へ学長のみならず、副学長、病院長も教員側から参加する構成とすれば、教員側の意向が経営側に直接反映させることが可能となる。そのことにより、両審議機関の調整は経営審議機関で行うことも可能となる。

【参考資料：地方独立行政法人法（関連部分）】

第71条 公立大学法人の理事長は、当該公立大学法人が設置する大学の学長となるものとする。ただし、定款の定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学の全部または一部について、学長を理事長と別に任命するものとすることができる。

第71条3 前項の申出は、学長となる理事長が学長となる大学に係る選考機関（学長となる理事長又は第五項に規定する学長を別に任命する大学の学長をこの項又は第五項の規定により選考するために、定款で定めるところにより公立大学法人に当該公立大学法人が設置する大学ごとに設置される機関をいう。以下この章において同じ。）の選考に基づき行う。この場合において、学長となる理事長で二以上の大学の学長となるものの任命に係るこれらの大学に係る選考機関の選考の結果が一致しないときは、前項の申出は、定款で定めるところにより、これらの選考機関の代表者で構成する会議の選考に基づき行う。

第71条6 第3項に規定する学長となる理事長の選考及び前項に規定する学長を別に任命する大学の学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから行わなければならない。

第71条8 公立大学法人の理事長は、第14条第1項※に規定にかかわらず、第6項に規定する者のうちから、設立団体の長が任命する。

※ 第14条 理事長は、次に掲げる者のうちから、設立団体の長が任命する。

- 一 当該地方独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、当該地方独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

第77条2 経営審議機関は、理事長、副理事長その他の者により構成するものとする。

IV 学生への支援の充実

1 キャリア開発支援の体系化及び責任体制の確立

入学後から卒業までの期間を通じた学生のキャリア開発を支援するためのシステムを構築する。

- (1) 1年次から4年次までを通じたキャリア開発のプログラムを編成し、カリキュラムに組み込む。

【例示】

① 1～2年次：職業観、キャリア開発プランを講義等で身につけさせる。

② 2～3年次：インターンシップの体験

③ 3～4年次：就職相談指導等就職支援事業の実施

- (2) 企業の求人情報をデータベース化する。

(3) 卒業生の就職先等の情報をデータベース化し、学生が就職活動に利用できるシステムを構築する。そのため、卒業生本人だけでなく、教員・ゼミ・クラブ等からも卒業生に関する情報を集約するシステムを確立する。その際、企業・卒業生から本学の教育に対する評価や意見を聞き、教育プログラムに反映させる。

(4) 学生の就職活動に有効に機能するとともに、大学に対する愛校心を高め、大学運営への支援も得られるよう、卒業生との連携を深め協力関係を維持できるよう卒業生組織の再編・活性化を検討する。

(5) 上記のキャリア開発支援の企画・調整機能を担い、キャリア開発支援を全学的に行うようにするための責任体制・執行体制を検討する。

2 教育支援体制の確立

(1) 学生への履修相談、生活相談を充実するため、担任制度（仮称）、チューター制度を検討する。特に1年次では、履修登録に当って、担任教員、チューターとの個別面談を必須とし、きめ細かな学生指導を行う。

(2) 教員のオフィスアワーを必須とし、WEB上で教員別・日別等のオフィスアワー情報を提供する。

3 心身の健康を維持するための体制整備

(1) 学生の心身の健康を維持するための相談・指導体制を確立する。

(2) 特にカウンセラーの活用に関しては、担任教員等が積極的に学生を指導し、早期に対応できる体制を確立する。

4 修学のための経済面での支援制度の充実

(1) 本学独自の奨学金について、債務保証や利子補給など、民間資金の導入による充実策を検討する。

(2) 成績優秀者に対する授業料减免など、優秀な学生を集めるための方策を検討する。

5 留学支援制度の充実

学生が留学しやすい環境を整備し、留学へのインセンティブを高めるための留学支援制度を充実する。

- (1) 提携大学への留学によって取得した単位を、一定の期間及び条件に限って本学の単位として認定する。
- (2) セメスター制を導入する。
- (3) 英語圏を中心に提携大学を大幅に増加させ、海外の大学との交流を積極的に展開する。
- (4) 育英会留学生奨学金等の外部資金を積極的に導入する。
- (5) 留学生受入に関して、ホームステイ、宿舎の借上げ、PFI等民間活力の導入による生活の場の確保を検討する。
- (6) 留学生に対する日本語の教育・指導体制の充実は、今後の検討課題とする。

V 今後検討する事項

- (1) 生命科学の重点的・効率的な教育・研究体制構築に向け、総合理学研究科生体超分子システム科学専攻、医学研究科、木原生物学研究所の再編
- (2) 経済研究所のあり方
- (3) 地震研究センターや環境ホルモン研究施設の位置付けや市への貢献
- (4) 本学の大学院のあり方
- (5) 教職課程、体育教育のあり方
- (6) 財務目標
- (7) 教授会等
- (8) カリキュラムの管理システム（主任教授制の導入等）
- (9) コースの新たな設定に伴う教育体制の見直し
- (10) 研究分野と資金、地域貢献（生涯学習・産学連携など）、知的財産の管理活用
- (11) その他



大学改革学生説明会の開催について

趣旨

大学改革の必要性や改革に向けた取り組み等を在学生に説明し、大学改革についての理解を深めます。

日時

平成15年10月3日(金)16:30~18:00

場所

シーガルセンターホール

概要

16:30 開会
(司会) 柴田 梧一 副学長

大学改革への取り組みについて
小川 恵一 学長

17:15 質疑応答
学生意見

対象

この説明会は、市立大学改革の必要性と、取り組み状況を市立大学の学生に説明するために開催するものです。
このため、会場への入場は、市立大学の学生のみといたします。
(学生証により確認させていただきます。)

主催

市立大学改革推進・プラン策定委員会(愛称:プロジェクトR)
委員長(学長)小川 恵一